

ABC Portalに関する利用条件

NTT グループ各社（NTT ドコモソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）に対して本利用条件に基づき個々の発注を行う NTT グループ各社を個別に「甲」という。）及び乙は、甲から乙への発注取引であって、乙の定める利用規約に基づく個別契約その他の取引（以下「対象取引」という。）に関し、乙が提供する ABC Portal（以下「本システム」という。）を利用する場合の利用条件は本書（以下「本利用条件」という。）記載の通りとする。

第1条 （目的）

本利用条件は、本システムを通じて、対象取引における見積、発注、注文受付、完了通知及び請求を行うことに関し、その利用の条件を定めることを目的とする。本利用条件にて定める事項と対象取引の条件と異なる場合は、その異なる部分については本利用条件が優先して適用されるものとする。

第2条 （用語の定義）

本利用条件において使用する用語は、それぞれ以下の意味で使用するものとする。

用語	用語の意味
対象取引	甲から乙への発注取引であって、乙の定める利用規約に基づく個別契約その他の取引をいう。
ABC Portal	対象取引における、見積、発注、注文受付、完了通知及び請求を行うために、乙のグループ共通 IT (Fulfillment) をベースに構築したシステムをいう。
取引関係情報	本システム上でやり取りされた個別の見積依頼又は発注に関連する情報をいう。
乙 HP	本利用条件及び操作マニュアルを掲載する乙のホームページをいう。
操作マニュアル	本システムの操作マニュアルをいう。
従業員	本システム上の各操作を行うことができる正当な権限を有する者をいう。

第3条 （適用範囲）

甲は、本利用条件に定める条件が、対象取引において適用されることを承諾するものとする。なお、乙は、甲が本システムにログインしたことによって、本利用条件に承諾したものとみなすものとする。なお、本利用条件は、乙の裁量により事前の通知なく適宜変更されることがある。甲はこれを乙 HP において確認するものとし、乙はこれの改定について甲に対し通知を行わないものとする。

第4条 (本システム上の行為)

甲及び乙は、本システム上の各操作について、常に利用できるよう環境等を整備し、お互いの社内において、それぞれの従業員が、当該操作を行うものであることを保証し、お互いが相手方の各行為について正当な権限を有する者が行ったものとして取り扱うものとする。なお、甲は、本システムの操作に必要なユーザ名・パスワード（以下「認証情報」という。）を厳重に管理するものとし、権限のない者に交付しないものとする。認証情報につき不正使用その他の事故があっても乙は当該認証情報を用いて行われた取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによって甲に損害が生じた場合でも、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除き乙は責任を負わないものとする。

- 2 甲は、本システム上の各操作について乙が別途定める操作マニュアルに従い実施するものとする。なお、甲は操作マニュアルの内容を自己の従業員に十分理解させた上で各操作を実施するものとする。
- 3 甲及び乙は、操作マニュアルに記載のない行為及び記載の内容に反した行為は無効であることに同意するものとする。なお、操作マニュアルは、乙の裁量により事前の通知なく適宜変更されることがある。甲はこれを乙HPにおいて確認するものとし、乙はこれの改定について甲に対し通知を行わないものとする。
- 4 本利用条件及び操作マニュアルの記載内容と現に提供されている本システム上の画面表示及び動作との間に差異がある場合は、現に提供されている本システム上の画面表示及び動作が優先するものとする。

第5条 (本システムの利用に伴う対価)

甲は、無料で本システムを利用できるものとする。

第6条 (機密保持)

甲及び乙は、本システムを利用するにあたり開示された情報及び取引関係情報（以下総称して「機密情報」という。）につき、善良なる管理者の注意をもって厳に機密として保持するものとし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本システム利用の目的以外に利用し、第三者に提供、開示又は漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報から除外される。

- (1) 開示者より開示された時点で、既に公知であった情報又は被開示者が既に保有していた情報
- (2) 開示者より開示された以後、被開示者の責めに帰することができない事由により公知となった情報
- (3) 被開示者が正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
- (4) 被開示者が開示された情報に依拠することなく独自に開発した情報
- (5) 開示者が秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報

- 2 乙は、法令に従い、本システム利用の目的及び利用状況の把握や乙の業務管理等をする目的で、乙、及び乙の委託会社に対して機密情報を開示することができる。また、甲及び乙は、法令に従い、本シ

システム利用の目的の範囲内に限り、甲及び乙の役員、従業員に対して、本利用条件に基づき自己に課される義務と同等以上の義務を課して、機密情報を開示することができるとともに、自己が依頼する弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して開示することができる。なお、かかる開示の後も、開示当事者が相手方に負う機密保持義務は消滅しない。

- 3 前各項の定めにかかわらず、甲及び乙は、法令、通達、条例、規則、ガイドライン又は公的機関の命令等に基づき、開示を要求される場合には、その範囲に限り機密情報を開示することができる。但し、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該開示について通知するものとする。なお、かかる開示の後も、開示当事者が相手方に負う機密保持義務は消滅しない。
- 4 甲は、機密情報の管理・保管方法につき、乙から別途指定がある場合には、それに従うものとする。
- 5 本条の規定は、本システム上での取引が終了した後も継続するものとする。

第7条 (個人情報保護)

乙は、甲から提供された情報のうち個人情報の保護に関する法律に定める個人情報（以下「甲の個人情報」という。）を、本サービスを提供する目的のために必要な最小限の範囲に限定して利用するものとする。ただし、甲が乙に通知した連絡担当者の情報に関しては、本サービスを提供する目的の他、次の各号に定める目的のために利用することができるものとする。

- (1) 本サービスのサービスレベルの維持又は向上を図るため、アンケート調査を行うこと。
- (2) 乙の各種製品及びサービスに関する紹介及び提案等を、電子メール等により送付すること。
- (3) その他、甲から別途同意を得た範囲内で利用すること。

- 2 乙は、甲の個人情報にアクセスすることができる者を、第1項に定める目的のために必要な最小限の役員及び従業員（乙の再委託先の役員及び従業員を含みます。）に限るものとする。
- 3 乙は、第1項に定める利用目的の範囲を超えて、乙が保管中の甲の個人情報にアクセスし、閲覧、複写、又は持ち出しすることができないように、個人情報に関する乙の規程及び個人情報の保護に関する法律等に従い、甲の個人情報を厳正に利用、保管、及び管理するものとし、かつ、第2項の最小限の役員及び従業員にも同等の義務を課すものとする。
- 4 本条の定めは、本システムの利用を終了した後もなお有効に存続するものとする。

第8条 (取引関係情報の保存)

甲は、関係法令等を遵守のうえ、取引関係情報を電子ファイル、磁気テープ、書類等の記録媒体にて保存及び管理するものとする。

第9条 (損害賠償)

乙は、本システムの利用に関して、甲が損害を被った場合であっても、その請求原因を問わず、賠償する責任を一切負わないものとする。

第10条 (解除)

- 甲及び乙は、相手方との対象契約における本システムの使用を取りやめる場合、相手方と協議の上、
1か月以上前に書面による通知をすることにより任意に本利用条件を解除することができるものとする。
- 2 乙は、やむ得ない理由により本システムの提供継続が困難と乙が判断した場合、事前又は事後に書面による通知をすることにより本利用条件を解除することができるものとする。
- 3 前二項により、本利用条件を解除した場合であっても、解除以前に本システム上で締結した契約については引き続き有効とする。

第11条 (システムが使用できない場合の扱い)

甲及び乙は、本システムが使用できない場合、乙の指定する方法により対応を行うものとする。

第12条 (禁止事項)

甲は、本システムの利用に関して、次の各号に定める行為（当該行為につながる行為を含む。）を行なってはならないものとする。

- (1) 不備、誤り又は虚偽の情報を乙へ提供する行為。
 - (2) 乙の設備、乙の設備の影響をうける第三者の設備等の利用に支障を与える行為、若しくは与えるおそれのある行為。
 - (3) 第三者へ本システムを利用させる行為。
 - (4) 第1号から第3号までの他、本利用条件に違反する行為、又は本利用条件の履行にかかる不正行為。
 - (5) 乙又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
 - (6) 乙、第三者、若しくは本システムを差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為。
 - (7) その他、法令若しくは公序良俗に違反する行為、又は社会通念上不適切であると乙が判断する行為。
- 2 甲は、第1項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合、直ちに乙に通知するものとする。

第13条 (知的財産権)

本システムの提供にあたり乙が行う業務（本システムの提供を含むがこれに限りません。）に関し得られる特許権、実用新案権、意匠権、及び商標権（これらを出願する権利を含みます。）は乙に帰属するものとする。

- 2 乙が作成又は変更した本サービスに関するソフトウェア及びドキュメント等の著作権は、乙又は正当な権限を有する第三者に帰属するものとする。

第14条 (本利用条件の変更)

乙は、甲への事前の通知及び甲からの事前の承諾を要することなく、本利用条件を変更することができるものとする。この場合、本利用条件の変更の適用日をもって、変更後の利用条件が、変更前の利用条件に代わって有効となり、変更前の対象取引を含む全ての対象取引に適用されるものとする。

第15条 (協議事項)

本利用条件に定めのない事項は対象取引契約条件に従うものとし、対象取引契約条件にも定めのない事項及び本利用条件の条項に関し疑義を生じた場合は、甲及び乙で協議のうえ、円満に解決を図るものとする。

第16条 (訴訟管轄)

第15条(協議事項)に定める協議が整わず、訴訟の必要が生じた場合、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とします。

第17条 (準拠法)

本利用条件の効力、解釈、履行及び強制執行については、日本法に準拠するものとします。

附則

本利用条件は、2024年4月1日から発効します。

履歴

版数	制定日	発効日
第1.0版	2024年4月1日	2024年4月1日
第1.1版	2025年4月16日	2025年4月16日
第1.2版	2025年7月4日	2025年7月4日